

## いよいよ動き出す「情報通信法(仮称)」の制定作業

総務省の「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」(座長=堀部政男一橋大名誉教授)は昨年12月6日、放送と通信に分けて規制している関連法を「情報通信法(仮称)」に一本化する最終報告をまとめた。これを受けて総務省は、本年早々に情報通信審議会に制度の見直しを諮問し、2010年の通常国会に新法を提出し、2011年の施行を目指す。

考えてみれば、今から3年前の2005年春、ライブドアによるニッポン放送株の大量取得騒動で、「通信と放送の融合」というテーマが注目され、同時に資本の力による融合は困難ということが実証された。翌2006年6月には、当時の竹中平蔵総務相の私的懇談会「通信・放送の在り方に関する懇談会」の報告書で、NTTグループ各社の完全分離を明記し、見方によっては放送事業の根幹にかかわる「ハードソフト分離」論を示唆しているとして議論を呼んだ。結局、政府と自民党は、通信と放送の融合を進めるための総合的な法体系について2010年までに結論を得るとし、併せてNTTのあり方も2010年頃に検討するとして合意した。今回の研究会は、これを受けて2006年8月に発足し、2007年6月に中間報告を行い、12月に最終結論を得たものである。

この報告書によれば、放送法や電気通信法など放送と通信を区分し、無線や有線など事業形態ごとに定めている現行の9つの関連法を新法に一本化することとし、全体を横割りにして、大きくコンテンツ、伝送インフラ、プラットフォーム

の3つのレイヤーに分け、レイヤーを越えた統合・連携は原則自由としている。

コンテンツ・レイヤーは、公然性を有しないものと公然性を有するものに分け、公然性を有しないものは私信など特定人間の通信であり、「通信の秘密」を保証し、公然性を有するものは不特定人間の通信であり、情報通信ネットワークを用いた「表現の自由」を保証する。

公然性を有するものには、特別な社会的な影響力を有しないオープンメディアコンテンツと影響力を有するメディアサービスとがある。オープンメディアコンテンツは、ホームページなどの不特定の者によって受信されることを目的としたものである。メディアサービスは、現行の放送規制を緩和した一般メディアサービスと現在の地上テレビ放送に対する規律を原則維持する特別メディアサービスとに分けられる。このように、Web2.0などの新しいコンテンツ配信事業者と地上テレビ放送事業者とを同じメディアサービスに括ったうえで、特別メディアサービスにおいては、現在の地上テレビ放送に対する規律を維持するとしている。一方で、ブログや2chも新法の対象になることから規制が強まると指摘する声もあるが、これらのネットもメディア化し公共性を帯びつつある現状では当然ともいえよう。

伝送インフラ・レイヤーは伝送サービスと伝送設備に分けられるが、これらを一元化、サービス区分の大括り化などによって、伝送インフラ規律全般の簡明化・柔軟性を図るべきであるとしている。

プラットフォーム・レイヤーとは、コンテンツ配信、電子商取引、公共サービス提供その他の流通の円滑化及び安全性・利便性の向上を実現するサービスであり、コンテンツや伝送インフラだけでは提供し得ない付加価値部分がこのレイヤーに分類される。ポータルサイトや検索サイト、SNSなどもプラットフォーム・レイヤーの領域として定義し、その寡占化による弊害をできる限り排除する仕組みを持つべきであると指摘している。

さて、本年1月から、いよいよ「情報通信法(仮称)」の制定作業が始まるわけであるが、その前途は多難である。そもそも9つある関連法を新法に一本化すること自体大変な作業であり、放送とネットのコンテンツについて、社会的な影響力の大きさに応じて段階的に規制する枠組みを作ることとしているが、ネット事業者にとって規制強化に対する生理反射的な抵抗などから議論は白熱するであろう。また、この法整備は総務省だけで行えるわけではなく、周辺省庁、特に経済産業省や著作権を担当する文化庁など省庁間調整が必要である。ぜひ縄張り争いによるいがみ合いのないように願いたい。

いずれにしても、地上デジタル放送への移行が終わり、完全デジタル元年となる2011年に、世界に冠たる素晴らしい「情報通信法(仮称)」が施行されることを、その門出に当たって強く祈念する次第である。